

岐阜県公報

第 六 十 四 号

令和元年十二月十三日

(金曜日)

目 次

告 示

○保安林の解除をしようとする旨の通知

○道路の区域変更

○道路の供用開始

公 示

○公共測量の終了

○落札者等に関する公示

(治 山 課) 四三三^{ページ}

(道路維持課) 四三三

(同) 四三五

(用 地 課) 四三六

(会 計 課) 四三六

告 示

岐阜県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市清見町上小鳥字松ノ木峠九五七の二〇（国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和元年十二月十三日

県道		道の種類	
南岐 濃卓線		路線名	
同市足近町二丁目 一九〇番三地先まで		区間	
後	前	区域変更前後別	
一六・二 一九・五	一五・一 一九・〇	敷地の幅員 ル(メートル)	
九二・〇	九二・〇	延長 ル(メートル)	
		備考	

岐阜県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域 変更 前後 別		敷地の幅員 延 長		備考
高 山 線		上 宝 山 線		高山市上宝町鼠餅字薄平 山一五〇九番二九地先から 同市同町同字同地先まで		前		後		
						七 五 三 〇		二 六 八 四 五 二		
						九 九 四		九 九 四		

岐阜県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
金宝山線		路線名	
同市同 五七二番地先まで		区間	
後	前	別前変区域 後更敷地	敷地の幅員
三・九 六九・四	三・九 六九・四	ル (メートル)	延
二・七	二・七	ル (メートル)	長
		備考	

岐阜県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
小下 坂呂 線		路線名	
同市同町同字同 二八七三番四地先まで		区 <	

岐阜県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	海安津八線	海津市海津町福岡字大道下 揖斐川左岸堤防敷地先（二二二番一）から 同 市同 町西小島字村前 揖斐川左岸堤防敷地先（七二四番四）まで	後	九・〇 二・九	一、四〇〇・〇	
			前	八・六 一〇・三	一、四〇〇・〇	

岐阜県告示第三百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道 門和佐瀬戸線

下呂市火打字高ヶ平一四
一一番地先から
同 市同 字三合地一五
八八番一地先まで

後	前
二・三 二七・四	三・七 九・三
九七・五	九七・五

岐阜県告示第三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
一般国道	三三三号	揖斐郡大野町大字黒野字小奈良七番一地先から 同 郡同 町大字中之元字東町九六〇番一地先まで	二・四	令和元 二・一三	平成二〇・一〇

岐阜県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
南岐 濃阜線						
同 羽島市足近町北宿二丁目一 一七番二地先から 市足近町 二丁目一九 番三地先まで				九〇〇	令和 元・三・一三	令和 元・三・三

岐阜県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
岐 ヶ原線						
同 揖斐郡大野町大字下礪字宮前 二一〇番二地先から 郡同 町大字同 字同 二二番二地先まで				二六〇	令和 元・三・一四	令和 元・三・一〇

公 示

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により川辺町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
川辺町
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
令和元年十月一日から
令和元年十一月二十六日まで
- 四 作業地域
加茂郡川辺町

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調達役務の名称及び数量 固定式速度違反自動取締装置の調達（設置）及び撤去一式
- 二 契約の相手方を決定した手続 随機契約
- 三 随機契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条第 1 項第 1 号該当	
4	契約の相手方を決定した日 令和元年11月18日
5	契約の相手方の住所及び氏名 東京都町田市小山ヶ丘二丁目 2 番地 6 東京航空計器株式会社 執行役員産機事業本部長 境 守智
6	契約金額 37,510,000円
7	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1)	部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
(2)	所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

令和元年十二月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社